

「マンション学」掲載論文応募規定

1998.12.4 学術委員会決定

2003.11.6 一部改正

日本マンション学会では、会員の皆様からの論文投稿の機会を増やすために、「マンション学」の発行を大会特集号と年複数回発行の通常号としています。掲載論文（研究論文、判例評釈、実務報告等）は、審査付部門と一般部門、指定部門からなり、大会特集号に掲載された論文は、いずれも口頭発表が義務付けられています。

つきましては、下記の要領で論文を募集いたしますので、会員の皆様の積極的な応募を期待します。

1. 論文の内容

(1) テーマは、分譲集合住宅および建物の区分所有に関連する領域についての内容に限定する。なお、賃貸集合住宅のテーマについても含むものとする。

(2) 論文の種類は審査付部門と一般部門、指定部門の3部門とし、未発表論文を原則とする。但し、大学紀要、研究所報告などはこの限りでない。

- ・「審査付部門」の論文は、学術企画委員会（以下企画委員会という）が選任する査読者が査読基準に基づいて審査を行い、その結果に基づいて企画委員会が掲載の採否を決定する。条件付採用、再査読になった場合には、所定の期間内に採用条件を満たす修正がなされれば採択される。
- ・「一般部門」の論文は、企画委員会が査読し、掲載の採否を決定する。採択に際し、発表に適さない場合には、内容・字句等の修正を求めることがある。
- ・「指定部門」の論文は、企画委員会が著者、内容を指定して依頼するもので、本規程6および「マンション学」指定部門運用規程による。

2. 執筆要領

本文は横書きで、和文または欧文とする。原稿のページ数は、論文種別によって下記のように制限されている。

論文種別	本文種別	基準ページ	超過ページ
審査付部門	和文	8 ページ	6 ページ
	英文	8 ページ	6 ページ
一般部門	和文	4 ページ	2 ページ
	英文	4 ページ	2 ページ

投稿用の原稿用紙は学会所定のもの（有料）を原則として、専用ワープロまたはパソコンで作成する。「論文執筆要領」に従い作成すること。但し、印刷段階では編集上レイアウトが変更になる場合がある。

なお、原稿用紙（論文執筆要領付）は、所定の料金（500 円＋送料）を添えて当学会事務局まで請求する。

3. 論文提出先

「審査付部門」の論文は、執筆要領に沿って作成した投稿原稿のコピーを3通提出する。採用決定後、最終の原稿ファイル及びレイアウトされた原稿コピー1部を提出する。

「一般部門」の論文は、執筆要領に沿って作成した投稿原稿ファイル及びレイアウトされた原稿コピー1部を提出する。

以上を、封筒に「研究論文原稿」と表記し、当学会事務局学術委員会宛に郵送する。

4. 論文提出締切日

審査付部門、一般部門、指定部門とも毎月1日（当日消印有効）

5. 審査料、掲載料について

論文応募者からは所定の査読料を、掲載決定の際にはページ数に応じた掲載料を徴収する。また、抜き刷りを希望する場合には、別途定める費用を必要とする。

論文種別		審査付論文	一般部門
査読料		8,000 円	なし
掲載料	基準頁以内	4,000 円	4,000 円
	超過頁	2,000 円/頁	2,000 円/頁
合計 (基準頁以内の場合)		12,000 円	4,000 円

なお審査論文提出に際して査読料の「振込領収証」の写しを添付し、さらに投稿者の一部ないし全員が非会員の場合は「入会申請書」の写しを併せて添付しなければならない。

また一般論文を提出するときは掲載料の「振込領収証」の写しを添付しなければならない。

6. その他

マンション学に貢献する研究成果を上げている会員に対して、企画委員会が論文の内容を指定して論文（研究論文、判例評釈、実務報告等）の投稿を依頼することがある。企画委員会から指名された会員は、指定された論文内容について審査付部門（又は一般部門）の論文に準じて応募することができる。原稿のページ数は、原則として2. 執筆要領に準ずる。これを超過する場合には、予め企画委員会の許可を必要とする。ただし、当該論文の査読は企画委員会で行い、査読料と掲載料は徴収しない。